

鹿児島純心女子大学
キリスト教文化研究センター規程

第1条 鹿児島純心女子大学に、鹿児島純心女子大学学則第4条に基づき、鹿児島純心女子大学キリスト教文化研究センター（以下「研究センター」という）を設置する。

第2条 研究センターはキリスト教の神学、歴史、文学、思想、哲学、芸術、生活などキリスト教文化に関する研究、調査をもって、日本におけるキリスト教文化の普及、発展に寄与すること並びに研究会、講演会、シンポジウム等の諸行事を通じて、建学の精神を継承発展させ、本学の教育理念を学内外に広めることを目的とする。

第3条 研究センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 日本及び諸外国におけるキリスト教文化に関する調査、研究。
- (2) 国内外大学諸機関との前号にかかる共同研究、調査の実施。
- (3) 研究会、講演会、シンポジウム、セミナー等の開催。
- (4) 研究成果の発表、公刊。
- (5) 文献資料の収集、保管、貸し出し。
- (6) 前各号に定める活動の他、前条に定める目的を達成するために必要な活動。

第4条 研究センターは次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正所員
- (2) 兼任所員
- (3) 兼任研究員
- (4) 客員研究員
- (5) 助手

2 前項の定めに関わらず、別に定めるところにより、研究センターに臨時所員および研究助手を置くことができる。

第5条 所員は所員会により推薦された者を、所属学部長の承認を得て学長が任命または委嘱する。
ただし、正所員は鹿児島純心女子大学専任教員でなければならない。

第6条 研究センターには所長を置く。
2 所長は研究センターの業務を総括し、研究センターを代表する。
3 所長は、学長の上申に基づき、理事長がこれを任命する。
4 所長の任期は3カ年とする。ただし再任を妨げない。

第7条 研究センターに副所長を一人置く。
2 副所長は所長を補佐し、所長に事故あるとき、および欠けたとき、所長の職務を行う。
3 副所長は、所長の推薦に基づき学長が委嘱する。
4 副所長は正所員でなければならない。

第8条 研究センターに所員会を置く。
2 所員会は正所員をもって組織する。
3 所長は所員会を招集し、議長となる。
4 所員会は必要に応じて随時開催する。ただし正所員の過半数の要求があった場合は、所長は所員会を招集しなければならない。

第9条 所員会は研究センターの次の各号に掲げる事項を審議する。
(1) 調査、研究、教育等に関する事項。
(2) 予算に関する事項。
(3) その他、管理運営に関する事項。

第10条 所員会は正所員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。

2 所員会の議事は正所員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、予算に関する事項は出席正所員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第 11 条 この規程の改廃は正所員の3分の2以上の賛成で所員会がこれを発議し、鹿児島純心女子大学所定の手続により行う。

附則

この規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。